

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-B-20-0070_改0
提出年月日	2021年3月19日

VI-3-3-7-1-1-5-1 可搬型窒素ガス供給装置発電設備(冷却水ポンプ)の強度評価書

VI-3-3-7-1-1-5-1 R0

02

2021年3月

東北電力株式会社

一般産業品の規格及び基準への適合性確認結果（非常用発電装置（可搬型））（可搬型窒素ガス供給装置発電設備（冷却水ポンプ））

I. 非常用発電装置（可搬型）の使用目的及び使用環境，使用条件

種類	使用目的及び使用環境	容量（kVA/個）
非常用発電装置（可搬型）	可搬型窒素ガス供給装置の非常用発電装置（可搬型）である。使用環境として，屋外で使用する。	200

II. メーカー規格及び基準に規定されている事項（メーカー仕様）

機器名	使用目的及び想定している使用環境	容量（kVA/個）	メーカー許容値（℃）	規格及び基準に基づく試験
内燃機関： SAA6D125E-2-B 発電機：DF-2400K	災害時等に使用する発電機として，定格出力以内で必要な負荷に対し電力を供給するために使用される。使用環境として，屋外で使用することを想定している。	200	固定子巻線：110 軸受：85 潤滑油温度：120 冷却水温度：99 排気温度：500	温度試験にて，定格負荷状態における機械の各部の温度上昇がメーカー許容値以下であることを確認。

III. 確認項目

(a) : 規格及び基準が妥当であることの確認（IとIIの使用目的及び使用環境の比較）

可搬型窒素ガス供給装置発電設備は，重大事故等時に屋外で非常用発電装置（可搬型）として使用される。一方，本メーカー規格及び基準は，災害時等に発電機として使用することを目的とした一般産業品に対する規格であり，屋外での使用を想定している。重大事故等時における可搬型窒素ガス供給装置発電設備の使用目的及び使用環境は，本規格で定める使用目的及び想定している使用環境の範囲内である。

(b-3) : 使用条件に対する強度の確認（IIとJEM-1398に規定される温度試験との比較，IとIIの使用条件の比較）

可搬型窒素ガス供給装置発電設備は，JEM-1398（ディーゼルエンジン駆動可搬形交流発電装置—温度試験）で規定されている温度試験を実施し，定格負荷状態における機械の各部の温度上昇がメーカー許容値以下であることを試験成績書により確認できる。メーカー許容値は，メーカーにて実績等により十分に検証された可搬型窒素ガス供給装置発電設備各部の機能が保証される温度上昇限度である。可搬型窒素ガス供給装置発電設備の容量は，メーカー仕様で定める容量（200 kVA/個）の範囲内である。

IV. 評価結果

上記の可搬型窒素ガス供給装置発電設備は，一般産業品としてメーカー規格及び基準に適合し，内燃機関，燃料タンク及び冷却水ポンプを含めた一体構造品の完成品として，重大事故等時における所要負荷において十分な強度を有している。